



時短・外出自粛等により影響を受けた道内事業者の皆様へ

Check 1
まずは

北海道では、時短にご協力いただいた飲食店の取引先や飲食店（札幌市内の時短対象飲食店等以外）など全道の様々な事業者の皆様を経済的な影響が及んでいることから、新たな支援金を創設しました。

国の一時支援金の申請はお済みですか？

道内事業者の皆様も申請できます。

特に、旅行関連事業者のみなさまの申請に必要な書類が大幅に簡素化されています。

対象になるか
ご確認をお願いいたします。

給付額

中小法人等 上限60万円
個人事業者等 上限30万円

国の申請受付
5月31日まで



国の一時支援金のお問合せ TEL.0120-211-240 または TEL.03-6629-0479

<https://ichijishienkin.go.jp/>

Check 2
次に

国の一時支援金の対象にならない方は「道特別支援金」をぜひ活用ください。

国の一時支援金と道特別支援金の両方を
受給することは出来ません のご注意ください。

道特別支援金

給付額

中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円

期間

申請受付
4/1▶8/31まで

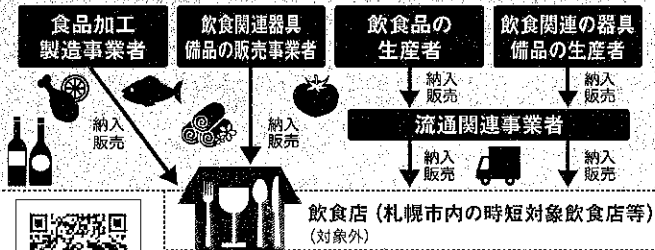
要件:下記の①②のうち、2020年11月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比50%以上減少していること。
※ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は前年同月のみとする。

給付対象

1

札幌市内時短対象飲食店等との取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。

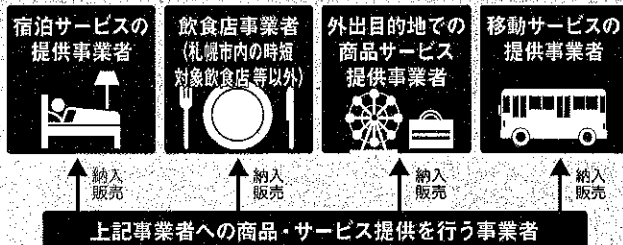


給付対象

2

北海道内外出・往來の自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店（札幌市内の時短対象飲食店等以外）など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



詳細はホームページよりご確認ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/tokubetsushienkin/01top.htm>

北海道 特別支援金コールセンター
TEL.011-351-4101 (8:45~17:30)

※4月29日までは
土日祝日も受付、
以降は平日のみ

道内旅行関連事業者の皆様へ

国の一時支援金の対象になるか、今一度ご確認ください。申請に必要な書類が大幅に簡素化されています！

まずはご確認ください

- 道外（宣言地域※）の旅行客を受け入れている
- 2021年の1月、2月 または3月の売上が
2019年比または2020年比で、50%以上減少している

※以下11都府県
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県
大阪府、兵庫県、京都府
愛知県、岐阜県、福岡県

⇒全てチェックが付けば国の対象になる可能性があります！

対象になる可能性がある旅行関連事業者

飲食事業者（札幌市以外の飲食店、昼間営業の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館）、旅客・運送業（タクシー、バス）、自動車賃貸業者、文化・娯楽サービス事業者、旅行代理店、観光施設運営、小売店（土産物、雑貨店）等

⇒全道32,672者（道推計値）が対象になる可能性があります！

必要な保存書類

- ①個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること）を示す「帳簿書類及び通帳」並びに「商品・サービスの一覧表、店舗写真、及び賃貸借契約書又は登記簿」
- ②上記に加えて、**所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行客の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等であるとわかる統計データ（V-RESAS等）**

⇒②が簡素化されています！

以下URL（国の一時支援金説明資料が開きます）から右記ページを印刷又は保存していただくことで②の保存書類とすることができます。

https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf?0322

【参考2】保存書類の代表例⑤

7ページ（B）関連

- V-RESASの2020年の各週別のデータをもとに、宣言地域外において、旅行客の5割以上が宣言地域から来訪している郡が存在する地域を分析しました（該当する道県・地域は下記のとおりです）。下記の道県・地域に所在する旅行関連事業者については、本ページをもとに保存書類とすることが可能です。
- （※下記の道県・地域に所在することが給付条件ではありません。）
- なお、下記の道県・地域以外に所在する旅行関連事業者であっても、本資料に示す条件（7、32ページを参照）を満たす観光統計等の「趣の統計データ」や独自の「顧客調査（アンケート）の結果」等をご活用いただき、これらを保存書類とすることが可能です。

次の道県に所在する旅行関連事業者

北海道、茨城県、群馬県、新潟県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、岡山県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県

次の地域に所在する旅行関連事業者

青森県	岩手県	秋田県	福島県	宮城県	山形県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	長野県	山梨県	静岡県	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県	沖縄県
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	-----

旅行関連事業者（観光事業者等の飲食店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸事業者、文化・娯楽サービス事業者、旅行代理店、観光施設運営、小売店（土産物、雑貨店）等

※上記の各地域に含まれる市町村は、次のURLに掲載されています（V-RESAS Webページ）：<https://v-resas.go.jp/data-index/areas>
※地域3000以内の顧客のみと取引を行っているなど、給付条件を満たさなければ給付対象外となります。

国の一時支援金の申請をお考えの方は、下記連絡先までご相談ください

【一時支援金事務局】（ホームページ）<https://ichijishienkin.go.jp/> 0120-211-240 / 03-6629-0479